**第三者行為の届け出に必要な書類**

下記の①～⑥までの必要書類を、総合窓口課国民健康保険係までご提出ください。それぞれの書き方を参考に記入をお願いいたします。また、ご家族間の事故などの場合は、⑦～⑩の写しをいただく場合もあります。なお、この届け出でいう、「被害者」は国保の被保険者を言います。事故の過失割合で決定する加害者・被害者のことではありません。けがをした国保の被保険者が被害者、相手方が加害者となります。

1. 第三者行為による被害届〈交通事故〉
2. 事故発生状況報告書
3. 念書(被害者側)

※けがをした国保の被保険者になります。

1. 誓約書(相手方側)

※相手方になります。なお、事故の状況から、被害者側の過失が大きく、相手方が誓約書作成を拒否する、または、作成を依頼できない場合は、お知らせください。

1. 交通事故証明書

※「自動車安全運転センター」で発行してもらいます。申請用紙は、警察署・交番・駐在所などにあり、センター窓口か、郵便局で申し込み(払い込み)します。

1. 人身事故証明書入手不能理由書

※⑤で入手した証明書が「物件事故」となっていた場合に作成してください。

・・・・・・・・・・・以下は同居の親族間事故の場合・・・・・・・・・

1. 自動車検査証
2. 自賠責保険(共済)証明書
3. 任意保険(共済)証券　　　　　　　　　　　それぞれ写しをいただきます。
4. 示談書(示談が成立している場合)

▶提出・お問い合わせ先　　宮古市総合窓口課国民健康保険係

住所：〒027-8７９０　宮古市宮町一丁目１番３０号

　　　　　　　　　　　　　電話：0193-62-2111(内線1911～1914)